

堺市における 電子マニフェストの推進について

堺市環境局環境保全部環境対策課

堺市環境局環境保全部環境対策課の概要

所在地：大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

業務内容：産業廃棄物排出事業者の規則及び指導、
PCB廃棄物の適正処理推進等

1 導入経緯

電子マニフェストは、産業廃棄物の不適正処理の防止や事務処理の効率化など様々なメリットがあり、国においてもその利用を推進していますが、本市が排出する産業廃棄物処理委託では利用が進んでいませんでした。本市が排出事業者として積極的に電子マニフェストを利用することで民間事業者の利用を促し、全庁的なDX推進にも寄与することから電子マニフェストの導入を決定しました。

早期に全部局が利用できる体制を整えるため、加入手続きや支払い事務を効率的に行えることから当課が利用代表者となり団体加入（C料金）し、令和5年12月から全庁で利用開始しました（企業会計部局は令和6年4月から開始）。そこから令和6年度を準備期間とし、令和7年度に上記処理委託における電子マニフェストの利用率100%を目標に取り組んでいます。

2 運用方法

対象：堺市役所が排出者となる全ての産業廃棄物

開始時期：令和5年12月

目標：令和7年度の利用率100%

対象部署：全所属

加入単位：C料金（利用代表者は環境対策課）

役割分担：加入手続き・料金支払い…環境対策課
マニフェスト登録…各所属

3 取組内容

○実施スケジュール

	庁内	庁外
R5.10月	当課職員による操作テスト	先行自治体視察
R5.12月	市長部局にて電子マニフェスト利用開始	
R6. 1月	導入説明会&システム操作研修会開催	
3月	・導入説明会&システム操作研修会開催 ・FAQの作成	入札参加資格を持つ産業廃棄物許可業者へ事前通知
4月	・企業会計部局にて電子マニフェスト利用開始 ・利用状況調査①	
5月	所属別ヒアリング	電子マニフェスト未加入業者向け説明会開催
7月	産廃基礎研修&システム操作研修会開催	
10月	利用状況調査②	入札参加資格を持つ産業廃棄物許可業者へ操作体験セミナー（JWセンター様主催）の案内
11月	所属別ヒアリング	

○職員の産業廃棄物に関する知識向上

まず課題となったことは、職員の産業廃棄物に関する基礎知識の向上です。令和5年度末に電子マニフェスト導入説明会を実施した際、「自身の所属では数年に一度しか産廃を排出しないので処理委託そのものがよく分からない」という声もあり、電子マニフェストの普及以前に、市職員全体の産業廃棄物に関する知識を底上げする必要があると感じました。

そこで、令和6年度に産業廃棄物に関する基礎研修を実施し、排出者として遵守すべき法令事項や契約時の留意点等を説明しました。50所属以上の約70名（約

35名×2回)が参加し、研修後アンケートでは約8割が「受講して良かった」「分かりやすかった」と回答しており、有意義な研修だったと実感しています。

○利用方法の習得

次に、電子マニフェスト利用方法の習得です。各所属でスムーズに電子マニフェストを利用できるよう、当課職員がデモシステムで利用の流れを把握・疑問点を洗い出した上で簡易な手順書とFAQを作成し、庁内に共有しました。

またシステム操作方法習得のため、職員向けの操作研修を令和5年度に4回、令和6年度に2回開催し、各回約20名が参加しました。研修内容については、令和5年度に新規登録、令和6年度に予約登録*と2パターンの流れを説明することで、どちらの登録方法にも対応できるようにしました。

*予約登録…産業廃棄物の排出前の予定の段階で、その時点で決まっている情報のみを入力し、マニフェスト情報を保存しておくこと。

○入札参加業者への周知

電子マニフェストの利用には排出事業者、収集運搬業者、処理業者の3者の加入が必須となるため、入札参加資格を持つ産業廃棄物許可業者(以下「入札参加業者」)に対する電子マニフェスト利用の周知も重要でした。

令和6年3月に、令和7年度から電子マニフェストを原則利用する通知文書を入札参加業者に送付し、同時に市ホームページでもその旨を案内しました。令和6年5月には電子マニフェスト未加入業者を対象に導入実務説明会を開催し、JWセンター様から電子マニフェストのメリットや運用方法を説明いただき、当課からは令和7年度から仕様書に電子マニフェストの利用を明記することを説明し、電子マニ



フェストに対応できる体制の整備を依頼しました。

その他、入札参加業者からの問合せ等があれば随時対応し、疑問や不安の解消に努めました。

○利用状況調査による課題の把握と解消

各所属の課題を広く把握するため、令和6年4月に利用状況調査を実施し、「利用に課題あり」と回答した所属に対して個別ヒアリングを実施しました。

回答理由としては「委託先業者が未定の段階で電子マニフェストが利用可能か分からない」といったものが大半だったため、入札参加業者のうち過半数が電子マニフェストに加入している状況等を説明し、課題を解消していきました。中には実際の入札業者が1件のみで、その業者が電子マニフェスト未加入というケースもありましたが、その場合も電子マニフェストに対応できるよう所管課からの業者への働きかけを促し、利用実現に至りました。

半年後の10月にもフォローアップ調査を行い、課題の洗い出しやフォローを丁寧に行った結果、令和7年度から全所属において利用できる見込みとなっています。

○排出事業場が複数ある所属へのサポート

複数の排出事業場を所管する所属では、排出の頻度が高く、マニフェスト登録作業も複雑になるため、紙マニフェストからの切替えにおいて、他所属に比べて高いハードルがありました。

そのため複数回打合せを行い、所管課の不安や課題の解消に努め、CSV作成ツールを活用する等で事務負担を軽減する運用方法を検討しました。所管課と委託先の処理業者間においても、実務に即した円滑な運用に向けて協議を進めています。

4 最後に

令和7年度から全所属が電子マニフェストを利用予定ですが、引き続き個別相談等のサポートを継続し、電子マニフェストの定着を図ります。

本市の電子マニフェスト導入に際し、JWセンター様、大阪府様、大阪市様におかれましてはご協力を賜りましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。